

南但地域(養父市・朝来市)第10期分別収集計画

令和4年7月

南但広域行政事務組合

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条の規定に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 住民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (3) ごみステーションの適切な配置と管理
- (4) PTA・自治会等による集団回収の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位 t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	72.7	68.5	64.6	60.9	57.4
アルミ製容器	82.6	82.4	82.2	82.1	82.0
ガラス製容器（無色）	178.3	170.3	162.6	155.4	148.4
ガラス製容器（茶色）	129.5	123.7	118.1	112.9	107.8
ガラス製容器（その他）	94.2	90.0	85.9	82.1	78.4
飲料用紙製容器	69.7	67.9	66.2	64.5	62.9
段ボール	470.4	463.3	456.3	449.6	442.9
紙製容器包装	428.0	421.5	415.1	409.0	402.9

ペットボトル	137.4	135.7	133.9	132.3	130.6
プラスチック製容器包装	854.1	841.3	828.5	816.3	804.1
うち白色トレイ	18.4	18.2	17.9	17.6	17.4
合計	2,516.9	2,464.6	2,413.4	2,365.1	2,317.4

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 簡易包装等の推進

過度な包装を断り簡易包装の商品を選択したり、環境配慮型の販売店を選んで積極的に購入するなどして、事業者に環境にやさしい製品の製造や包装の簡素化等を促す。

(2) リターナブル製品等の積極的な購入及びリユース食器等の使用拡大

ワンウェイ（使い捨て）製品の購入を見直し、リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品の購入や、繰り返し使用可能な商品（マイボトル、マイ箸等）の使用に努める。

(3) 環境教育、環境学習の充実

環境講座、環境イベント等の開催に努め、南但ごみ処理施設見学会、出前講座を実施し、環境教育、環境学習の充実を図る。

(4) ごみの分別の徹底

ごみの減量化及び資源化を図るため、燃やすごみ、不燃ごみ、危険ごみ、大型ごみ及び資源ごみの適正な分別に努める。また、ごみの分別及び収集日等の周知徹底を図るため、「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」及び「家庭ごみ収集カレンダー」を配付する。

(5) ごみステーションの適切な配置と管理

安定した家庭系ごみの収集・運搬が提供できるよう、自治会や地域住民等との連携を強化し、ごみステーションの適切な配置と管理を推進する。

(6) PTA・自治会等による集団回収の推進

地域のコミュニティーやネットワーク（情報共有や繋がり）の強化を図ることで、PTA・自治会等の集団回収を推進する。また、集団回収を行うPTA・自治会等に対して、養父市・朝来市の助成制度により支援する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の状況を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、住民の協力度、組合が所有する中間処理施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類

主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙製容器包装、紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって飲料用紙製容器及び段ボール製容器以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ含む）	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位 t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	20.0		18.9		17.8		16.8		15.8	
アルミ製容器	70.2		70.0		69.9		69.8		69.7	
ガラス製容器（無色）	合計 122.1		合計 116.7		合計 111.4		合計 106.5		合計 101.7	
	引渡 0	独自処理 122.1	引渡 0	独自処理 116.7	引渡 0	独自処理 111.4	引渡 0	独自処理 106.5	引渡 0	独自処理 101.7
ガラス製容器（茶色）	合計 113.1		合計 110.3		合計 107.4		合計 104.6		合計 101.9	
	引渡 0	独自処理 113.1	引渡 0	独自処理 110.3	引渡 0	独自処理 107.4	引渡 0	独自処理 104.6	引渡 0	独自処理 101.9
ガラス製容器（その他）	合計 46.7		合計 46.1		合計 45.5		合計 44.9		合計 44.4	
	引渡 46.7	独自処理 0	引渡 46.1	独自処理 0	引渡 45.5	独自処理 0	引渡 44.9	独自処理 0	引渡 44.4	独自処理 0
飲料用紙製容器	8.6		8.4		8.2		7.9		7.7	

段ボール	309.1		304.5		299.9		295.5		291.1	
紙製容器 包装	合計 169.7		合計 167.2		合計 164.6		合計 162.2		合計 159.8	
	引渡 量 0	独自 処理 量 169.7	引渡 量 0	独自 処理 量 167.2	引渡 量 0	独自 処理 量 164.6	引渡 量 0	独自 処理 量 162.2	引渡 量 0	独自 処理 量 159.8
ペットボ トル	合計 104.0		合計 102.7		合計 101.4		合計 100.1		合計 98.8	
	引渡 量 71.7	独自 処理 量 32.3	引渡 量 70.8	独自 処理 量 31.9	引渡 量 69.9	独自 処理 量 31.5	引渡 量 69.0	独自 処理 量 31.1	引渡 量 68.1	独自 処理 量 30.7
プラスチ ック製容 器包装	合計 263.2		合計 259.4		合計 255.4		合計 251.6		合計 247.9	
	引渡 量 259.0	独自 処理 量 4.2	引渡 量 255.2	独自 処理 量 4.2	引渡 量 251.3	独自 処理 量 4.1	引渡 量 247.6	独自 処理 量 4.0	引渡 量 243.9	独自 処理 量 4.0
うち白 色 トレイ	合計 1.5		合計 1.5		合計 1.5		合計 1.5		合計 1.4	
	引渡 量 0	独自 処理 量 1.5	引渡 量 0	独自 処理 量 1.5	引渡 量 0	独自 処理 量 1.5	引渡 量 0	独自 処理 量 1.5	引渡 量 0	独自 処理 量 1.4
合 計	1,226.7		1,204.2		1,181.5		1,159.9		1,138.8	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、「直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率」とする。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
50,538人 (対前年比) 約98.8%	49,781人 (対前年比) 約98.5%	49,023人 (対前年比) 約98.5%	48,302人 (対前年比) 約98.5%	47,581人 (対前年比) 約98.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、下表の体制のとおりとする。なお、PTA・自治会等が行っている、段ボールや飲料用紙製容器等の集団回収も引き続き実施することとする。また、白色トレイについては、その他プラスチック製容器として収集することとする。

容器包装の種類	収集に係る分別の区分	分別収集の形態	分別収集の体制
スチール製容器 アルミ製容器	かん類	行政回収 集団回収	組合 住民団体

ガラス製の容器（無色） ガラス製の容器（茶色） ガラス製の容器（その他）	びん類	行政回収 集団回収	組合 住民団体
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙製容器包装 紙パック	行政回収 集団回収 店頭回収	組合 住民団体 民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール	行政回収 集団回収 店頭回収	組合 住民団体 民間業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	行政回収	組合
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	行政回収 集団回収 店頭回収	組合 住民団体 民間業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ含む）	プラスチック製容器包装 食品トレイ	行政回収 店頭回収	組合 民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

かん類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）、紙製容器包装（飲料用紙製容器含む）及び段ボールは、南但ごみ処理施設にて選別、圧縮及び保管を行うこととする。

容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん類	プラスチック製網かご	プレスパック式・回転板式収集車	南但ごみ処理施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック製網かご	多室型分別収集車	リサイクルセンター・ストックヤード
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙製容器包装	折りたたみ式回収ボックス	プレスパック式・回転板式収集車	
主として段ボール製の容器	ダンボール	ひもでくくる	プレスパック式・回転板式収集車	

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	折りたたみ式回収ボックス	プレスパック式・回転板式収集車	南但ごみ処理施設
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	折りたたみ式回収ボックス	プレスパック式・回転板式収集車	リサイクルセンター・ストックヤード
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ含む）	プラスチック製容器包装	折りたたみ式回収ボックス	プレスパック式・回転板式収集車	

ストックヤードの保管容量

容器包装の種類	保管容量	容器包装の種類	保管容量
スチール製容器	40 m ³	PET製の容器	40 m ³
アルミ製容器	40 m ³	プラスチック製容器包装	40 m ³
無色のガラス製容器	30 m ³	段ボール製容器	40 m ³
茶色のガラス製容器	30 m ³	紙製容器包装	60 m ³
その他のガラス製容器	30 m ³		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別収集を円滑かつ効率的にすすめていくため、分別基準に従い適性に排出されるよう自治会組織と連携し啓発を行う。
- (2) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。